

令和 3 年度 3 次元点群データ利活用に係る実証 データ利用規約

国土地理院の 3 次元点群データ利活用に係る実証（以下「本実証」と言う。）の応募者は、以下に示す利用規約（以下「本利用規約」と言う。）をお読みください。本利用規約に同意された方のみ本実証で提供するデータをご利用いただけます。

1. 提供データの定義

本利用規約の対象とするデータ（以下「提供データ」と言う。）は、本実証において、国土地理院が保有しており、国土地理院または国土地理院が指定する者から応募者に対して提供されるデータを言います。

2. 提供データの特定と提供方法

(1) 提供データ

本実証では、以下に記す令和 2 年度に航空レーザ測量にて得られた 3 次元点群データとそれを用いて作成したデータ等を本実証への参加が確定した応募者に対し提供します。また、希望者には、平成 23 年度（東日本大震災直後）に航空レーザ測量にて取得した 3 次元点群データとそれを用いて作成したデータ等を提供します。

- ・ 東北地方太平洋沿岸域の 3 次元点群データ (LAS 形式 Ver1.2/Format3、点密度 1 点/0.5m 立方、平面直角座標系（平成 14 年国土交通省告示第 9 号）)
- ・ DEM データ (1m メッシュ、1em 形式及び csv 形式)
- ・ グラウンドデータ (LAS 形式 Ver1.2/Format3、点密度 1 点/0.5m 立方、平面直角座標系（平成 14 年国土交通省告示第 9 号）)
- ・ 付属資料 (簡易オルソ画像等)
- ・ 点群データ編集・表示ソフトウェア (実行ファイル)

(2) 提供方法

- 1) 応募者が提供を希望する 3 次元点群データについて、国土地理院が整備したデータの複製物を提供します。
- 2) 受け渡しに関する費用（HDD の用意・送料等）が発生する場合は応募者負担とします。

3. 提供データの利用範囲と適切な管理

- (1) 応募者は本実証の申込みで提出した利活用案の範囲内において提供データの加工・分析その他利用ができるものとします。
- (2) 応募者は、本利用規約の範囲内で、提供データを知る必要のある自己の役員・従業員等に対してのみ開示するものとします。
- (3) 応募者は、自らが保有するデータを提供データと明確に区別し、善良な管理者の義務をもって適切な管理方法で提供データを管理しなければならないものとします。また応募者は、提供データを第三者に開示、提供、漏えいしてはならないものとします。
- (4) 提供データの漏えいを発見した場合、または漏えいが合理的に疑われる場合は、応募者は直ちにその旨を国土地理院に報告し、対応策を協議するものとします。

4. 禁止事項

応募者は以下に掲げる行為を行ってはいけません。

- 1) 提供データを営利目的で利用すること（第三者への販売、配布、譲渡、貸与、リース等を行うこと）
- 2) 十分な情報管理体制のない環境で提供データを利用すること
- 3) 提供データを軍事的目的で利用すること
- 4) その他、応募者の提出した利活用案の範囲外で提供データを利用すること

5. 提供データの利用期限

- (1) 提供データの利用期間は、本実証の実施期間内とし、最大で令和4年1月31日までとします。
- (2) 利用期限後、提供データ（その複製物含む）は応募者の責任において全て消去するものとします。

6. 利活用で得た成果物の取扱い

- (1) 本実証で得られた成果のうち、手法、ソフトウェア、利活用案などの知見に関わる部分の著作権は応募者に帰属します。

ただし、応募者に著作権が帰属する成果物について、応募者は以下(i) (ii)のことをあらかじめ同意・承諾するものとします。

- (i) 当該成果物の複製を国土地理院の求めに応じ提出し、国土地理院内での利用を許諾すること
 - (ii) 当該成果物を応募者が第三者に提供・販売等を行う場合は、当該成果物は提供データを活用して得られたものであることを示す出典を明記すること
- (2) 本実証で得られた成果のうち、提供データを利用して作成した新たなデジタルデータの著作権は国土地理院に帰属します。また、国土地理院に帰属した著作物に有する著作者人格権について、国土地理院及び国土地理院が指定する者に対してこれを行行使しないものとします。

7. 準拠法及びデータの取扱い範囲

準拠法は日本法とし、データの海外への持ち出しは不可とします。

8. 損害賠償

応募者が、自らの責めに帰すべき事由により本利用規約を違反したことで、国土地理院が損害を被った場合は、応募者は国土地理院に対して損害を賠償する責任を負うものとします。

9. その他

本利用規約に定めた事項の他に取り決めを行う事項が生じた場合は、別途国土地理院と応募者が協議することにより取り決めを行うものとします。

10. 免責

- (1) 測量作業規程等に基づきデータの品質確保に留意しておりますが、国土地理院は応募者が行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。
- (2) 提供データの利活用及び成果物の利用により生じる一切の損害は、応募者の責任とします。
- (3) 提供データが、一定以上の品質を保持していることおよび本実証のために有効であることを保証するものではありません。